

後見支援預金

2022年4月1日 現在

商品名	・後見支援預金
販売対象	・個人(家庭裁判所から後見支援預金新規契約に係る「指示書」の交付を受けた方。)
期間	・期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・家庭裁判所が交付した「指示書」に基づき預入 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・家庭裁判所が交付した「指示書」に基づき口座取扱店でのみ手続きを行います。 (ただし、現金での出金は不可とし振替のみの取扱いとなります。)
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。 ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	2013年(平成25年)1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が追加され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)が課税されます。 (マル優のご利用はできません。)
手数料	・不要です。
付加できる 特約事項	・家庭裁判所が交付した「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。 ・定期交付金(この口座からの定額送金)に係る為替手数料は無料です。
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電話:0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他 参考と なる事項	・すべての取引において家庭裁判所の「指示書」が必要となります。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・総合口座での取扱いはできません。 ・口座振替契約やインターネットバンキング等の契約はできません。 ・給与、年金、配当金等の受取口座には指定できません。 ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)